

第**64**期

定時株主総会招集ご通知

_	中	平成29年5月25日	(木曜日)
	時	午前10時	

	福岡市中央区
場所	那の津二丁目10番5号
	当社研修センター2階大ホール

目 次

第64期定時標	株主総会招集ご通知	1
添付書類		
事業報告		3
連結計算書類	等	20
監査報告書		23
計算書類等…		27
監査報告書		31
株主総会参考	書類	
第1号議案	剰余金の処分の件	33
第2号議案	定款一部変更の件	33
第3号議案	取締役9名選任の件	34
第4号議案	監査役1名選任の件	39
第5号議案	補欠監査役1名選任の件…	40
第6号議案	当社と株式会社ヤマダ電機 との株式交換契約承認の件…	40

株式会社ベスト電器

(証券コード:8175)

株主各位

福岡市博多区千代六丁月2番33号 株式会社 ベスト電器

代表取締役社長 小野浩司

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くだ さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができま すので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使 書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月24日(水曜日)午後 5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成29年5月25日 (木曜日) 午前10時
- 2. 場 福岡市中央区那の津二丁目10番5号 所 当社研修センター 2 階大ホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項

- 報告事項 1. 第64期(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)事 業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第64期 (平成28年3月1日から平成29年2月28日まで) 計 算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役9名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第6号議案 当社と株式会社ヤマダ電機との株式交換契約承認の件

以上

- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 2. 招集ご通知の添付書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(https://www.bestdenki.ne.jp/corporate/ir.html)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
- 3. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (https://www.bestdenki.ne.jp/corporate/ir.html) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年 3 月 1 日から) 平成29年 2 月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融政策の効果で輸出企業の業績や雇用環境の一部に改善が見られるものの、新興国の景気減速に加え英国のEU離脱問題や米国の新大統領就任等、海外の政治・経済の不確実性の高まりと、円や株価の乱高下により先行きについては不透明な状況が続いております。国内の個人消費については、消費の基盤となる個人所得の水準は小幅な改善に留まっており、節約志向により個人消費者の景況感は足踏み状態となっております。

また、平成28年4月に発生した「熊本地震」は、九州地方を中心に大きな影響を及ぼしました。

国内の家電小売業界におきましては、テレビが前期のデジアナ変換サービス終了前特需の反動減があったものの、オリンピック開催等の効果により、4K対応の構成比が大幅に上昇しました。季節商品については、猛暑によりエアコンや扇風機が、また厳冬により電気・石油暖房器具が好調に推移しました。白物商品では、買い替え需要の高まりにより大型冷蔵庫や洗濯機が順調な伸びを見せています。一方、デジタルカメラや携帯電話、パソコン等の通信、OA商品についてはやや不振であったため、業界全体では総じて低調に推移しました。

当社におきましては、平成27年4月に海外のインドネシア事業をフランチャイズチェーンに切り替えたことや海外事業における為替変動、店舗閉鎖や消費の足踏み等の影響により、減収となりました。商品別では、猛暑および厳冬の影響でエアコンや扇風機、電気・石油暖房器具が好調に推移しました。AV商品では、4K対応テレビがオリンピック開催や製品の値ごろ感の効果により販売台数が前年同期より伸長し、平均単価を引き上げましたが、前期特需の反動やオリンピック需要後の反動もあり販売台数は前年同期を下回りました。白物商品では、全自動洗濯機・洗濯乾燥一体型の大容量化と高付加価値商品の販売台数が伸長し、平均単価も上昇しました。理美容商品では特に高付加価値のドライヤーが好調に推移しております。OA商品は、パソコンはノート型を中心に緩やかに回復しましたが、タブレット型パソコン・デジタルカメラ・周辺機器は不振となりました。通信商品は、9月16日に発売された「iPhone7/7Plus」は好調に推移しましたが、総務省による「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」により、携帯電話端末の実質販売価格が見直されたことにより、MNPを含め新規契約が低調となったことにより販売台数が伸び悩みました。

店舗戦略につきましては、前期に引き続き積極的な既存店舗の活性化を推進しており、当連結会計年度において46店舗で実施しました。うち、平成28年4月に発生した熊本地震により大きな被害を受けた5店舗についても復旧工事と合わせて商品の提案力を高めるための活性化を行っております。新規出店は、平成28年10月28日に大分県大分市にアクロスプラザ大分駅南店をオープンしました。

リフォーム事業は、専任担当者の増員と人材育成を図り、キッチン・バス・トイレ・洗面 化粧台等を中心としたリフォームコーナーを平成29年2月末までに68店舗にて展開してお ります。電力小売り自由化に伴うオール電化機器の販売増加と合わせ、売上高は大幅に伸長 しております。

海外事業につきましては、シンガポール、マレーシアにおいてそれぞれ1店舗を出店し、加えて店外催事や直営で運営するアップル商品の販売が好調に推移し、現地通貨ベースでは 増収となりました。

当連結会計年度末現在における店舗数は、直営店160店(うち海外18店含む)、フランチャイズ店229店(うち海外54店含む)の総店舗数389店となりました。 セグメントの業績は次のとおりであります。

- ① 家電小売業は、主に前期の4月に海外のインドネシア事業をフランチャイズチェーンに切り替えた影響および店舗閉鎖の影響により、売上高は1,290億70百万円(前年同期比7.4%減)となりましたが、売上総利益率の改善、販売費及び一般管理費の削減により、営業利益は50億52百万円(前年同期比24.6%増)と減収増益となりました。
- ② 家電卸売業は、売上高は259億18百万円(前年同期比3.6%減)となり、営業利益は4億43百万円(前年同期比8.9%減)と減収減益となりました。
- ③ クレジット事業は、平成19年に信販会社との契約内容を変更し営業貸付金が減少したため、営業収益は28百万円(前年同期比17.1%減)と減収となり、営業損失は1億25百万円(前年同期営業損失2百万円)となりました。
- ④ サービス事業は、主に配達設置件数の減少により、売上高は23億60百万円(前年同期 比1.9%減)と減収となり、営業損失は50百万円(前年同期営業損失36百万円)となりました。
- ⑤ その他は、主に建築工事の請負業における売上高の増加により、売上高は21億45百万円(前年同期比24.4%増)となり、営業利益は1億47百万円(前年同期比98.5%増)と増収増益となりました。

以上の結果、連結売上高は1,595億24百万円(前年同期比6.4%減)、営業利益は30億80百万円(前年同期比48.7%増)、経常利益は37億円(前年同期比42.8%増)となり、繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額の計上等により、親会社株主に帰属する当期純利益は38億45百万円(前年同期比126.9%増)となりました。

	セグメント・種類	前連結会計年度 平成27年3月1日から 平成28年2月29日まで 単連結会計年度 平成28年3月1日から 平成29年2月28日まで			月 1 日から
		金 額	構成比	金額	構成比
	カ ラ ー テ レ ビ	百万円 17,145	10.1	百万円 14,543	% 9.1
	ビ デ オ ・ D V D	5,592	3.3	4,588	2.9
	オ ー デ ィ オ	4,283	2.5	3,862	2.4
家	冷蔵庫	13,522	7.9	12,541	7.9
	洗濯機	10,916	6.4	10,757	6.7
電	調 理 家 電	12,574	7.4	11,247	7.1
	エ ア コ ン	10,996	6.5	11,693	7.3
	その他の冷暖房器具	5,387	3.2	5,460	3.4
	そ の 他	38,436	22.6	36,994	23.2
	小計	118,856	69.9	111,690	70.0
	パソコン	15,362	9.0	14,731	9.2
	デ ジ タ ル カ メ ラ	5,626	3.3	4,071	2.6
情	パ ソ コ ン 周 辺 機 器	5,044	3.0	4,964	3.1
報	パソコンソフト	869	0.5	830	0.5
家電	電話機・ファックス	862	0.5	775	0.5
	携 帯 電 話	6,874	4.0	5,637	3.5
	そ の 他	5,684	3.3	5,207	3.3
	小計	40,326	23.6	36,218	22.7
非	A V ソ フ ト ・ 書 籍	3,795	2.2	3,638	2.3
家電	そ の 他	1,246	0.7	1,133	0.7
	小計	5,041	2.9	4,772	3.0
住宅	オール電化・住宅関連	1,766	1.0	2,164	1.4
宅関	太陽光	356	0.2	142	0.1
連	小計	2,122	1.2	2,307	1.5
- 家		166,346	97.6	154,989	97.2
		34	0.0	28	0.0
	= 7: 3 215	2,405	1.4	2,360	1.5
そ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1,725	1.0	2,145	1.3
	合 計	170,512	100.0	159,524	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資(有形固定資産および賃貸不動産)の総額は、9億2百万円であります。その内訳は、次のとおりであります。

(百万円未満切捨)

セグメント	区 分	設備投資の内容	投資金額
			百万円
	新設店舗	アクロスプラザ大分駅南店他、計3事業所の 店舗造作および什器備品等	191
家電小売	店舗改装	はません店改装工事およびその他改装等の什 器備品および店舗造作等	669
		計	860
サービス	その他	その他の設備投資	0
クレジット	その他	その他の設備投資	0
そ の 他	その他	その他の設備投資	39
	合	計	902

(3) 資金調達の状況

前記(2)の設備投資の資金につきましては、自己資金並びに親会社からの借入金および金融機関からの借入金により調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、金融政策や経済政策の波及効果が引き続き期待されるものの、少子高齢化や消費税率の引き上げ予定等により、個人消費の成長性は今後も鈍化が懸念されます。

商品面では、資本・業務提携先の株式会社ヤマダ電機との相乗効果として、オリジナル商品の販売強化による利益の向上や共同商品調達による価格競争力の向上により、売上ならびに顧客支持の拡大を図ると共に、客数減少が見込まれる中、売り場における主要商品の提案カアップで単価改善に取り組むことで売上対策を図って参ります。

店舗戦略においては、株式会社ヤマダ電機資本・業務提携以降2巡目の活性化を積極的に 行います。市場規模や環境に応じた適正な売場・品揃え・商品提案への見直しや、新規導入 商品の拡大を行いお客様視点に立った店舗造りを推進し、営業力の強化を図って参ります。

リフォーム事業については、専任担当者の教育とOJTによる人材育成、広告宣伝の強化とリフォームコーナーの拡充による認知度の向上を主要課題と捉え、事業体制の強化を実施して参ります。

法人営業については、伸長が期待できるソリューション部門について専任担当者の増員と 人材育成、補助金、助成金ビジネスと優遇税制の提案営業の展開により、更なる売上・利益 の向上を図ります。

海外事業については、直営のシンガポール、マレーシア各国の新規出店によるシェアの拡大を継続して図って参ります。また、フランチャイズチェーンとして事業展開しているインドネシア(23店舗)、台湾(31店舗)に加えて、ASEAN地域の未進出国への事業拡大を視野に入れた事業体制の強化を図って参ります。

(5) 財産および損益の状況

(百万円未満切捨)

Image: Section of the	分	期別	第61期 (平成25年3月~ 平成26年2月)	第62期 (平成26年3月~ 平成27年2月)	第63期 (平成27年3月~ 平成28年2月)	第64期 (平成28年3月~ 平成29年2月)
売	上	高 (百万円)	173,364	175,114	170,512	159,524
経	常 利	益 (百万円)	2,141	1,950	2,590	3,700
親会	社株主に帰属する当期	開純利益(百万円)	1,620	1,636	1,694	3,845
1	株当たり当	期 純 利 益	9円51銭	9円61銭	9円95銭	22円58銭
総	資	産 (百万円)	104,789	105,266	97,320	93,666
純	資	産 (百万円)	42,330	45,441	42,620	46,998
1	株当たり	ノ 純 資 産	241円68銭	257円85銭	249円96銭	275円69銭

- (注) 1. 第62期より、営業店舗内の賃貸テナントに係る損益の表示方法を変更し、第61期の売上高について遡及 修正後の数値を記載しております。
 - 2. 第61期につきましては、消費税増税前の駆け込み需要や冷蔵庫等の大型・高機能・省エネ商品の売上増加、既存店の活性化を実施したことにより、黒字転換しました。
 - 3. 第62期につきましては、4 K 対応テレビや大画面テレビ、パソコン・デジタルカメラ等の売上増加、第61期に引き続き既存店の活性化を実施したことにより、2 期連続の黒字となりました。
 - 4. 第63期につきましては、前期3月の消費税増税前特需の反動により減収となりましたが、売上総利益率の改善と販売費及び一般管理費の減少により増益となりました。
 - 5. 第64期につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社ヤマダ電機で、同社は当社の株式を88,744千株(持株比率52.11%、自己株式を控除して計算)保有しております。

なお、当社は同社との間で資本・業務提携を行っております。

- ② 親会社等との取引に関する事項
 - イ、 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引条件につきましては、親会社と締結している業務提携契約において、両社が社会的責任を負う上場企業としての地位を互いに尊重することを規定しており、親会社との取引の適正性を確保し、少数株主に不利益を与えることがないよう公正かつ適切に対応しております。

- □. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及び理由 当社は、親会社より取締役4名、監査役1名を受け入れておりますが非常勤であります。常勤の取締役を中心に独自の意思決定により事業活動を行っており、取締役会では経営に対する適切な意見を得ながら、多面的な議論を経て決定しております。
- ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ベストサービス	百万円 100	100.0	サービス事業およびその他(住宅 等の新築・増改築業)
株式会社ベストクレジットサービス	100	100.0	クレジット事業
BEST DENKI(SINGAPORE) PTE.LTD.	百万 8シンガポール ド ル	100.0	家電小売業

④ 企業結合の経過

該当事項はありません。

⑤ 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の子会社を含む9社、持分法適用会社は2社であります。 当連結会計年度の売上高は1,595億24百万円(前年同期比6.4%減)、親会社株主に帰属 する当期純利益は38億45百万円(前年同期比126.9%増)となりました。

⑥ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(平成29年2月28日現在)

当社グループは、家庭用電気製品および情報通信機器を中心とした小売並びに卸売を主な事業の内容とし、さらにクレジット事業、サービス事業およびその他の事業を展開しております。

(8) 主要な営業店および営業所(平成29年2月28日現在)

① 当社

本 社	(福岡市博多区)
営業店	福岡店(福岡市中央区)、小倉本店(北九州市小倉北区)、久留米本店(福岡県久留米市)、アクロスプラザ大分駅南店(大分県大分市)、熊本本店(熊本市中央区)、佐賀本店(佐賀県佐賀市)、長崎本店(長崎県長崎市)、宮崎西店(宮崎県宮崎市)、西原インター店(沖縄県浦添市)、山口店(山口県山口市)、岡山本店(岡山市北区)、テックランド坂出店(香川県坂出市)、テックランド日吉東急店(横浜市港北区)、テックランド小金井店(東京都小金井市)、テックランドアネックスカワトク店(岩手県盛岡市)、テックランド札幌北33条店(札幌市北区)、ほか全134店

② 株式会社ベストクレジットサービス (連結子会社)

本 社 (福岡市中央区)

③ 株式会社 J・スタッフ (連結子会社)

本 社	(福岡市中央区)	
営業所	広島事業所(広島市南区)、全1営業所	

④ 株式会社ベストサービス (連結子会社)

本 社	(福岡市東区)
営業所	CS福岡(福岡市東区)、CS北九(北九州市小倉北区)、CS筑後(福岡県久留米市)、CS大分(大分県大分市)、CS熊本(熊本市南区)、CS佐賀(佐賀県小城市)、CS長崎(長崎県諫早市)、CS宮崎(宮崎県宮崎市)、ほか全12CS、全3センターおよび全2テクニカルセンター

⑤ 株式会社ベストフィナンシャル (連結子会社)

本 社	(福岡市中央区)
営業所	博多コールセンター(福岡市博多区)、東京コールセンター(東京都渋谷区)、全2営業所

⑥ 株式会社ビー・ピー・シー (連結子会社)

本 社 (福岡市東区)

⑦ 株式会社リペア・デポ (連結子会社)

本 社 (福岡市東区)

⑧ 株式会社黒川デンキ (連結子会社)

本 社	(福岡市博多区)
営業店	矢部店 (熊本県上益城郡)、高千穂店 (宮崎県西臼杵郡)、ほか全8店

⑨ BEST DENKI MALAYSIA SDN.BHD. (連結子会社)

本 社	(マレーシア)
営業店	K·L·C·C店(クアラルンプール市)、ほか全7店

⑩ BEST DENKI (SINGAPORE) PTE.LTD. (連結子会社)

本 社	(シンガポール共和国)
営業店	ニーアンシティ店、ほか全11店

① 株式会社ベスト | Tビジネス (持分法適用会社)

本 社	(福岡市博多区)				
営業所	熊本営業所(熊本市北区)全1営業所				

② 株式会社ストリーム (持分法適用会社)

本 社 (東京都港区)

(9) 従業員の状況 (平成29年2月28日現在)

セグメント区分					従業員	数 (名)	前連結会計年度末	比増減数(名)
家	電 小 売 業		2,895 (25		△52 (△27)		
家	電 卸		売	業	9	-)	△1 (-)
2	レジ	ツ	ト事	業	3	-)	- (-)
サ	- t	ごス	事	業	144	(1)	△1 (-)
そ	の他		の他		64	(1)	1 (-)
全	社	社 (共 通)		56	-)	△2 (-)	
合				計	3,171	(259)	△55 (△27)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 - 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(1日8時間換算)の年間平均雇用人員であります。
 - 3. 前連結会計年度末に比べ合計55名減少しておりますが、減少の大部分は退職による自然減によるものであります。

(10) 主要な借入先 (平成29年2月28日現在)

				借	J	λ	先					借 入 額
												百万円
株	式		会	社	-1	P	eg	ダ		電	機	11,756
株	式	会	社	西		本	シ	テ	1	銀	行	2,393

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 350,000,000株

(2) 発行済株式の総数 170,301,056株 (自己株式279,274株を除く。)

(3) 株主数 16,724名

(4) 大株主 (上位10名)

			株	主	名				持 株 数	持株比率
									千株	%
株	式	会	社	ヤ	マ	5"	電	機	88,744	52.11
株	式	会	社	Ľ '	7	カ	Х	ラ	13,577	7.97
	本トラ	スティ・	・サー	ビス信託	:銀行株	式会社	(信託	(D	8,497	4.98
株	式	会 社	西	日本	シ	ティ	銀	行	3,806	2.23
\Box	本	生	命	保	食 相	互	会	社	2,311	1.35
\' '	ス	 	電 器	従	業	持	株	会	1,650	0.96
野	木	寸 證	<u> </u>	券	株	式	会	社	1,512	0.88
あ	いお	いニッ	ノセー	1 同和	損害(呆 険 杉	k 式 ź	会 社	1,487	0.87
\Box	本マス	スタート	ラス	卜信託釒	限行 株式	式会 社	(信託		1,479	0.86
G	OLD	MAN	SAC	CHS I	NTER	NAT	ION	I A L	1,334	0.78

⁽注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

^{2.} 当社は、自己株式数(279,274株)を控除し、小数点以下3位を切り捨てて算出しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

平成29年2月28日現在

地 位 氏 名		担当	重要な兼職の状況
代表取締役 社 長	小 野 浩 司		株式会社ストリーム 社外取締役
取締役	柳田健一郎	管理本部長兼関連企業管理室長	
取締役	緒方政信	営業本部長	株式会社ストリーム 社外取締役
取 締 役	岡本潤		株式会社ヤマダ電機 取締役兼執行役員専務
取締役	折田正二		株式会社九州テックランド 代表取締役社長
取締役	新 井 仁		株式会社ヤマダ電機 取締役兼上席執行役員
取締役	草村達也		株式会社ヤマダ電機 取締役兼上席執行役員
社外取締役	佐々木 克		株式会社エフエム福岡 代表取締役社長 株式会社ミズホメディー 社外取締役
社外取締役	山 渋 幸 徳		
常勤監査役	西 野 輝 義		
監 査 役	五十嵐 誠		株式会社ヤマダ電機 常勤監査役
社外監査役	篠 原 俊		公認会計士篠原俊事務所所長 篠原・植田税理士法人代表社員
社外監査役	松 﨑 隆		徳永・松﨑・斉藤法律事務所 最高顧問

- (注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。
 - (1) 取締役福井 章氏および古谷野 賢一氏は、平成28年5月26日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 - (2) 監査役森 良章氏は、平成28年5月26日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 - (3) 新井 仁氏、草村 達也氏、佐々木 克氏および山渋 幸徳氏は、平成28年5月26日開催の第63 期定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
 - (4) 西野 輝義氏は、平成28年5月26日開催の第63期定時株主総会において、監査役に新たに選任され、就任いたしました。
 - 2. 取締役佐々木 克氏および山渋 幸徳氏は、社外取締役であります。
 - 3. 監査役篠原 俊氏および松﨑 隆氏は、社外監査役であります。
 - 4. 監査役篠原 俊氏は公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役岡本 潤氏、取締役折田 正二氏、取締役新井 仁氏、取締役草村 達也 氏、社外取締役佐々木 克氏、社外取締役山渋 幸徳氏、常勤監査役西野 輝義氏、監査役 五十嵐 誠氏、社外監査役篠原 俊氏、社外監査役松﨑 隆氏との間で、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任について、責任限度額を法令が定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 5名 44百万円 (うち社外 2名 1百万円) 監査役 4名 14百万円 (うち社外 2名 5百万円)

- (注)1.取締役および監査役の報酬限度額は、平成19年5月24日開催の第54期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額300百万円以内(うち社外取締役30百万円以内)、監査役の報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。
 - 2.上記支給額の他、社外役員が当社親会社から受けた役員としての報酬額は3百万円であります。
 - 3.無報酬の取締役6名、監査役1名については、上記に含めておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役佐々木 克氏が兼職している株式会社エフエム福岡および株式会社ミズホメディーと当社の間には、特別の関係はありません。

社外監査役篠原 俊氏が兼職している公認会計士篠原俊事務所および篠原・植田税理士 法人と当社の間には、特別の関係はありません。

社外監査役松﨑 隆氏が兼職している徳永・松﨑・斉藤法律事務所と当社の間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	佐々木 克	平成28年5月26日開催の第63期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任し、就任後当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し、経営における幅広い見識とメディアを通じたマーケット情報を基に適宜意見を述べております。
社外取締役	山 渋 幸 徳	平成28年5月26日開催の第63期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任し、就任後当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、メディア媒体と流通業界における幅広い見識を基に適宜意見を述べております。
社外監査役	篠原 俊	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席し、また当事業年度開催の監査役会11回のうち11回出席し、主に公認会計士としての専門的立場で適宜意見を述べております。
社外監査役	松 﨑 隆	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また当事業年度開催の監査役会11回のうち11回出席し、弁護士として培ってきた豊富な経験や見識を基に適宜意見を述べております。

(注) 社外取締役佐々木 克氏、社外取締役山渋 幸徳氏、社外監査役篠原 俊氏、社外監査役松崎 隆氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としての要件を満たしており、当社は各氏を独立役員として指定し、両取引所にその旨を届け出ております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬 等の額

31百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31百万円

なお、当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠 等が当社の事業規模や事業内容に適切かどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の 報酬等の額について同意の判断を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の支払額にはそれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、有限責任 あずさ監査法人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、60百万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月20日開催の取締役会において会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づき、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定しておりましたが、平成27年4月15日開催の取締役会にて一部改定いたしました。その内容(改定後)は以下のとおりであります。

① 当社グループにおける取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役・使用人の職務執行にあたり、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として、『社内倫理規程』をはじめとするコンプライアンス体制に係る諸規程を整備し制定する。
- (2)当社グループ全体のコンプライアンス・リスク管理を横断的に統括する機関として、当社代表取締役社長を最高責任者とする『コンプライアンス・リスク管理委員会』を設置し、コンプライアンス状況、リスク管理体制の監視、役職員への教育等を行いその徹底を図る。『コンプライアンス・リスク管理委員会』は、重要な問題をグループ横断的に審議し、最高責任者経由で取締役会及び監査役会に報告する。
- (3)コンプライアンス・リスク管理に関する統括責任者を管理本部長とし、『コンプライアンス推進規程』を定め、総務部が当社及び当社グループ全体のコンプライアンスに係わる諸規程を整備し、統括的に管理する。
- (4)コンプライアンス・リスク管理委員会は、必要に応じて監査役及び会計監査人とも意見・情報を交換する。また、顧問契約を締結した顧問弁護士から経営の意思決定や日常業務に関するコンプライアンス、リスク管理に関してのアドバイスを受ける。
- なお、法令上疑義のある行為等について使用人等が直接情報提供を行う手段として『公益 通報者保護規程』に基づくホットラインを設置、運営する。
- (5)当社グループの海外拠点については、現地の法規制等についての随時の相談、アドバイスを求めることができるコンプライアンス体制を整備・運用する。
- (6)代表取締役社長が、内部監査室を直轄し、独立性を確保する。内部監査室は、その結果を 代表取締役社長及び監査役会に報告する。
- (7)反社会的勢力には、毅然とした態度で対応するものとし、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力排除に関する基本方針を『社内倫理規程』に定め、コンプライアンス研修等により、ベスト電器グループ全社員に周知徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る文書及び情報の保存・管理に関する体制

- (1)取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報については、文書管理規程及び情報管理規程に基づき、これを適切に保存し、管理する。
- (2)文書管理規程の統括責任者は総務部長、情報管理規程の統括責任者は経営企画部長とし、文書、情報の保存及び管理は所管部門で行うものとする。
- (3)取締役及び監査役は、両規程に従いこれらの情報も閲覧できるものとする。

③ 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティなどのリスクについては災害対策規程や情報管理規程の他、それぞれの担当部署で規則の制定、マニュアルの作成・配布、研修等を行うものとする。新たに発生したリスクについては、速やかに担当部署を定める。(2)コンプライアンス・リスク管理統括責任者の基、『リスク管理規程』を定め、経営企画部がリスクに係る諸規程を整備し、当社グループ全体のリスク管理体制を統括的に管理する。
- ④ 当社グループにおける取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)当社グループ全体の中期経営計画及び当社の年度事業計画は、当社取締役会において審議決定し、グループ各社の年度事業計画は、それぞれの取締役会において、審議決定する。
 - (2)担当取締役はその目標達成のために部門ごとの具体的目標の設定、予算の配分などによる 効率的な達成の方法を定める。その進捗状況については取締役会、代表取締役を含む常勤取

締役及び議長が指名する担当者で構成される経営会議(以下、「経営会議」という。)に報告され、改善策を実施する。

(3)業績管理は、月次、店舗別、商品別など詳細な分析管理を行う。

(4)当社は、『取締役会規程』に基づき定例取締役会及び臨時取締役会において重要事項の審議を行う。また、定期的に行われる経営会議にて取締役会審議事項以外の決定及び取締役会への付議事項の検討を行う。その審議決定事項の徹底を図るため、代表取締役社長を議長とする経営政策会議を部長及び子会社社長以上の出席で定期的に開催する。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための 体制

(1)当社は、月1回、当社及び当社子会社の取締役、監査役が出席する関連会社取締役会を開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当該会議における報告を義務付ける。

(2)各子会社を統括する関連企業管理室長を『コンプライアンス・リスク管理委員会』のメンバーとし、各子会社においても当社グループの一員としてのコンプライアンス及びリスク管理体制を構築するとともに、各社特有のコンプライアンス、リスク等の環境に対応する。

子会社社長はコンプライアンス、リスク管理推進担当者として、コンプライアンス、リスク管理の指導・推進・相談を行い、当該責任者の責任と権限のもとで、その管理体制を構築・運営するものとする。

(3)当社グループの各子会社における監査は、各子会社監査役と内部監査室が連携し実施する。その結果を代表取締役社長及び監査役会に報告する。

(4)当社は、親会社との間で、上場企業としてのお互いの立場を尊重したうえで企業グループとしての業務を適切に行いその社会的責任を全うするために必要に応じて、親会社に対し、当社の経営情報を提供し、また、親会社の内部監査部門との連携も行う。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)当社は、監査役会直轄の監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人として、適切な人員配置を行う。

また、当該使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

当該使用人の人事異動・人事評価等については、監査役会の意見を尊重するものとする。

② 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役会への報告に関する体制

(1)取締役及び会計参与並びに使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすコンプライアンス・リスク管理委員会の審議事項、内部通報の状況、内部監査の状況に関する重要事項について、その内容を速やかに報告する。

また、当社グループの公益通報者保護規程において、当該報告をしたことを理由として不利な取扱の禁止を明記する。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1)監査役が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。会社は、監査役の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、これを拒むことができない。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、経営政策会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する情報を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることが出来る。

また、監査役会として当社の会計監査人から会計監査内容の報告を受けるとともに、監査に関する情報の交換を定期的に行う。代表取締役社長は、監査役の監査が実効的に行われるよう、職務執行に関し、監査役との意見・情報交換に努める。

⑩ 財務報告の適正性を確保する体制

(1)代表取締役社長は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書制度に適切に対応するため、社内諸規程、会計基準、その他関連法令を遵守し、社内体制を整備するとともに、その有効性を定期的に評価し、その結果を取締役会及び監査役会並びに会計監査人に報告する。

(2)内部統制報告書については、監査役会及び会計監査人に提出する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

- ①取締役会を17回開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、経営計画および各事業の進捗状況、業務執行状況の確認を行っております。
- ②常勤役員で構成される経営会議を30回開催し、経営全般に関する事項や取締役会へ付議すべき事項等を協議し決定しております。
- ③当社の常勤役員参加のもと関係会社取締役会を毎月1回開催し、子会社社長から業績および重要な職務執行の報告を受け、その確認を行っております。
- ④監査役会を11回開催し、監査方針の決定や取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査しております。
- ⑤監査役は、当社グループの重要な会議に出席し必要な報告を受けております。また、代表 取締役社長、会計監査人または内部監査室との会合を定期的に行い、情報交換および意思疎 通を図っております。
- ⑥財務報告の信頼性の確保について、実施計画に基づき内部統制室が内部統制評価を実施しております。
- ②内部監査の実施については、年間計画に基づき内部監査室において、当社および子会社の業務の適正性について監査を実施しております。
- ®コンプライアンス、リスクマネジメントに関する規程、マニュアルを整備し、階層別研修・eラーニング等で社員への啓発活動を行っております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、当社グループ全体に関わる重要な問題を審議しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社の株式は譲渡自由が原則であり、当社の株主は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決まるものです。したがって、当社の経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えております。

一方、当社グループは、家電製品の小売業において、長年にわたって培ってきたノウハウにより顧客の支持を獲得して参りました。それを実現するうえで当社グループが有する人材が重要な経営資源として位置づけられることは勿論のこと、取引先との長期にわたる信頼関係が当社グループの事業活動の重要な基盤をなしております。当社といたしましては、これからの経営基盤を長期的に継続していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものと認識しております。

そのため、当社が後記②で述べるような様々な取組みを実行し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために努めている中で、当社株式の買付け等の提案を受けた場合、当社といたしましては、それが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるか否かを当社株主の皆様に適切に判断していただくために、当該買付けが当社の経営基盤やこれまでの経営上の取組みに与える影響、当社株式の買付け等の提案をした者による買付け後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について、当社株主の皆様に十分に把握していただく必要があると考えております。

しかしながら、当社株式の買付け等の提案の中には、当社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものとしては適切ではないと考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社では、以下のとおり、あらかじめ定めた経営計画に基づく具体的施策とコーポレートガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

イ. 経営計画に基づく具体的施策による企業価値・株主共同の利益の向上の取組み

当社は、これまでに当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための様々な取組みを行って参りました。その一例として、平成24年7月13日に締結した株式会社ヤマダ電機との資本・業務提携契約に基づき、相乗効果を最大限に発揮するべく、相互密接に連携し、競争力の向上、収益力の拡大等、共同実施の各種施策に全力で取り組んでおります。

当社は「第64期経営指針」として、強い会社を土台に「飛躍の年」を目指して、①構造改革を更に推進、経営資源を最適化・最大化する、②成長分野の強化、新たな強みとなる事業に挑戦する、③真の「くらしのベストパートナー」を実現する、④成果を追求し、自ら考え能動的に行動する、⑤従業員と家族の幸せ、会社の成長を追求する、以上のキーワードとベスト電器が目指すべき姿としての「ベスト電器がそこに存在する意義」を追求することにより、引き続き企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために努めて参りました。

店舗戦略につきましては、前連結会計年度に引き続き積極的な既存店舗の活性化を推進しており、当連結会計年度において46店舗で実施しました。うち、平成28年4月に

発生した熊本地震により大きな被害を受けた5店舗についても復旧工事と合わせて商品の提案力を高めるための活性化を行っております。新規出店は、平成28年10月28日に大分県大分市にアクロスプラザ大分駅南店をオープンしました。

リフォーム事業は、専任担当者の増員と人材育成を図り、キッチン・バス・トイレ・洗面化粧台等を中心としたリフォームコーナーを平成29年2月末までに68店舗にて展開しております。電力小売り自由化に伴うオール電化機器の販売増加と合わせ、売上高は大幅に伸長しております。

当社といたしましては、上記のとおり、「第64期経営指針」を中心とした様々な取組みを着実に実行するとともに、次期はお客様のニーズを的確に掴み、それに対して現場が行動できる仕組みを作り上げ実行する「現場力」を目指して、①「適正売場・適正品揃え・適正人員の見直し」の再構築②QualityUPの接客③競合店対策の強化、以上を成長への取組みとして追求することにより、引き続き企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために努めて参ります。

ロ. コーポレートガバナンスの強化による企業価値・株主共同の利益の向上の取組み

当社では、株主総会の下に取締役会と監査役会、内部監査室を置くとともに、経営会議を設けることにより、経営課題を十分に議論し、迅速なる意思決定を行う体制づくりをして参りました。

また、当社は業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役・社外監査役が、当社の意思決定の客観性および合理性を担保することにより、コーポレートガバナンスの強化を図り、当社の企業価値・株主共同の利益の向上のために取り組んで参ります。

連結貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(单位百万円、百万円未満切捨)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負債の部)	
流 動 資 産	45,475	流 動 負 債	29,096
現 金 及 び 預 金	6,488	支払手形及び買掛金	10,101
受取手形及び売掛金	5,404	短 期 借 入 金	7,100
たな卸資産	30,093	一年内返済予定の長期借入金	5,440
		未 払 法 人 税 等	280
操 延 税 金 資 産	538	賞 与 引 当 金	541
その他の流動資産	3,081	役員賞与引当金	3
貸 倒 引 当 金	△131	資産除去債務	12
固定資産	48,190	その他の流動負債	5,616
		固定 負債 長期 借入金	17,571
有形固定資産	29,293		5,960 3,244
建物及び構築物	16,457	販売商品保証引当金 利息返還損失引当金	190
土 地	12,007	商品券等回収引当金	276
建設仮勘定	2	退職給付に係る負債	2,569
その他の有形固定資産	826	資産除去債務	2,343
	391	その他の固定負債	2,986
無形固定資産		負 債 合 計	46,667
ソフトウェア	15	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	375	株 主 資 本	46,503
投資その他の資産	18,505	資 本 金	37,892
投資有価証券	1,681	資本剰余金	601
		利益剰余金	8,280
長期貸付金	37	自己株式	△271
賃 貸 不 動 産	7,240	その他の包括利益累計額	448
繰 延 税 金 資 産	1,747	その他有価証券評価差額金	404
差 入 保 証 金	7,198	為替換算調整勘定	△127
その他の投資その他の資産	666	退職給付に係る調整累計額 非 支 配 株 主 持 分	171 47
貸倒引当金	△66	純資産合計	46,998
資産合計	93,666	負債・純資産合計	93,666

連結損益計算書

(平成28年3月1日から) 平成29年2月28日まで)

(単位百万円、百万円未満切捨)

		科				金	額
売		上		高			159,524
売		上	原	価			120,097
	売	上	総	利	益		39,427
販	売	費及び一	- 般 管 理	費			36,347
	営	業	利		益		3,080
営		業外	収	益			
	受	取	利		息	42	
	受	取	配	当	金	35	
	受	取	家		賃	682	
	未	回 収 商	品券	受 入	益	42	
	そ	の 他 の	営業	外収	益	424	1,227
営		業外	費	用			
	支	払	利		息	126	
	賃	貸	費		用	289	
	持	分 法 に	よ る 投	資 損	失	18	
	商	品券等回	収 引 当 金	シ 繰 入	額	88	
	そ	の 他 の	営業	費	用	84	606
	経	常	利		益		3,700
特		別	利	益			
	古	定資	産 売	却	益	75	
	そ		の 特 別		益	3	78
特		別		失			
	古	定資	産 売	却	損	10	
	古	定資	産 除	却	損	54	
	減	損	損		失	39	
	災	害 に	よる	損	失	552	
	そ	の他	の 特 別	損	失	1	659
	税	金等調整		純利	益		3,120
法	人		及び事業	税		230	
法		人 税 等		額		△953	△722
	当	期	純	利	益		3,843
非:		!株主に帰属す					2
	親	会社株主に	帰属する当	期純利	益		3,845

連結株主資本等変動計算書

(平成28年 3 月 1 日から) 平成29年 2 月28日まで)

(単位百万円、百万円未満切捨)

		株	主 資	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	37,892	600	4,604	△270	42,827
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△170		△170
親会社株主に帰属する当期純利益			3,845		3,845
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社株式の取得による持分の増減		0			0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		0	3,675	△0	3,675
当 期 末 残 高	37,892	601	8,280	△271	46,503

(単位百万円、百万円未満切捨)

	そ	の他の包括	非支配株主			
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	持分	純資産合計
当 期 首 残 高	200	△0	△458	△257	50	42,620
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△170
親会社株主に帰属する当期純利益						3,845
自己株式の取得						△0
連結子会社株式の取得による持分の増減						0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	203	△127	629	705	△3	702
連結会計年度中の変動額合計	203	△127	629	705	△3	4,378
当 期 末 残 高	404	△127	171	448	47	46,998

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年4月13日

株式会社 ベスト電器 取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 增 田 靖 卿 指定有限责任社員 公認会計士 秋 山 茂 盛 卿 指定有限责任社員 公認会計士 宮 一 行 男 卿 紫 務 執 行 社 員 公認会計士 宮 一 行 男 卿

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベスト電器の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベスト電器及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年4月12日開催の取締役会において、株式会社ヤマダ電機を株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第64期事業年度の取締役の 職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、本監査役報告書を 作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等および親会社の監査役と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および使用人等との意思疎通および情報の交換を図るとともに、事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査いたしました。

次に事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた監査の実施基準により取締役および使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。

また事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組み、ならびに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号口の判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえその内容について検討を加えました。

さらに、当社の意思決定の客観性および合理性の担保の目的で、新たに2名の社外取締役を配置し、コーポレートガバナンスの強化を図るとの報告を受けました。

なお、会計監査につきましては、事前に会計監査人より監査計画の説明と、監査結果の報告を受けました。さらに会計監査人が独立の立場を保持しかつ適正な監査を実施しているか、監査が品質管理基準に沿った監査として機能しているかについては、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受けております。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大 な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該 内部統制システムに関する事業報告の記載内容、および取締役の職務執行について も指摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在 り方に関する基本方針について指摘すべき事項は認められません。
 - 五 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当 社の利益を害さないように留意した事項、および当該取引が当社の利益を害さない かどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認 められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認め ます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

株式会社ヤマダ電機による当社の完全子会社化について

当社親会社ヤマダ電機と当社において株式交換を行うことを4月12日開催の両社取締役会で決議されたこと、当社が5月25日に開催予定の定時株主総会での承認を受けた上で、上場廃止され7月1日より完全子会社化が実行される予定であることを確認しております。

平成29年4月19日

株式会社ベスト電器 監査役会

常勤監査役 西野 輝 義 印 監 査 役 五+嵐 誠 印 社外監査役 篠 原 俊 印 社外監査役 松 﨑 隆 卵

貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位百万円、百万円未満切捨)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	37,646	流 動 負 債	23,105
現 金 及 び 預 金	2,388	買掛金	4,772
売 掛 金	3,951	短 期 借 入 金	8,737
商品	25,785	一年内返済予定の長期借入金	5,440
販売用不動産	107	未 払 金	1,683
前 払 費 用	500	未 払 法 人 税 等	139
繰 延 税 金 資 産	536	未払消費税等	770
短 期 貸 付 金	2,620	前 受 金	529
未 収 入 金	1,705	預り 分金	428
その他の流動資産	94	前 受 収 益	149
貸 倒 引 当 金	△45	賞 与 引 当 金	438
固定資産	48,214	役員賞与引当金	3
有 形 固 定 資 産	28,169	資産除去債務	13
建物	14,472	固定負債	15,424
店 舗 造 作	1,095	長期借入金	5,960
構築物	526	長期前受収益	5
車 両 運 搬 具	0	販売商品保証引当金	2,647
什器備品	743	退職給付引当金	2,750
土地	11,328	商品券等回収引当金	276
建設 仮勘 定無形 固定資産	2	長期預り保証金	1,637
	360 258	資産除去債務	2,112
	7	その他の固定負債	34
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	27	負債合計	38,530
電話加入権	66	(純資産の部)	46.006
投資その他の資産	19,684	株主資本	46,926
投資有価証券	1,374	資本剰余金	37,892
関係会社株式	3,316		1,866 1,866
従業員に対する長期貸付金	7	その他資本剰余金 利益剰余金	
長期前払費用	380	利益利赤玉 利益準備金	7,438 51
賃貸不動産	7,249	その他利益剰余金	7,387
操延税金資産	631	その他利益剰赤金繰越利益剰余金	7,387 7,387
差入保証金	6,738	自己株式	^,36/ △ 271
生命保険積立金	27	評価・換算差額等	△271 404
その他の投資その他の資産	1	計 ・ 挽 昇 左 観 寺	404
貸 倒 引 当 金	△41	純資産合計	47,330
資 産 合 計	85,860	負債・純資産合計	85,860

計算書類等

損益計算書

(平成28年 3 月 1 日から) 平成29年 2 月28日まで)

(单位百万円、百万円未満切捨)

			科					金	額
売			上			高			128,666
売		上		原		価			95,531
	売		L	総	7	FIJ	益		33,135
販	売	費及	び, ―	般管	理	費			30,437
	営		業		利		益		2,698
営		業	外	収		益			
	受		取		利		息	34	
	受]	取	酉己	= 7	当	金	35	
	受		取		家		賃	680	
	未		収 商			受 入	益	42	
	そ	O 1	他の	営	業	外収	益	328	1,120
営		業	外	費		用			
	支		払		利		息	111	
	賃		貸		費		用	299	
	商	品券	等 回	収 引	当金		額	88	
	そ	O 1	他の	営		外費	用	62	561
	経		常		利		益		3,257
特		別		利		益			
	古	定	資	産	売	却	益	75	
	そ	0	他	の特			益	2	77
特	_	別		損		失			
	古	定	資	産	売	却	損	10	
	固	定	資	産	除	却	損	57	
	減	.	損		損	10	失	36	
	災	害	に	よ	る	損	失	583	
	そ	の	.—	の特			失	8	696
`_	税	引		当期			益		2,637
	人		民税		事業			94	
法))		等			額	٠.	△1,238	△1,144
	当		期	純	7	利	益		3,782

株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から) 平成29年2月28日まで)

(単位百万円、百万円未満切捨)

		株 主 資 本	
	`**	資 本 乗	泉 金
	資本金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	37,892	1,866	1,866
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計			
当 期 末 残 高	37,892	1,866	1,866

(単位百万円、百万円未満切捨)

		株	主 資	本	
		利益剰余金			
	111	その他利益剰余金	피 	自己株式	株主資本合計
	利益準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	34	3,792	3,826	△270	43,314
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	17	△187	△170		△170
当 期 純 利 益		3,782	3,782		3,782
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	17	3,594	3,611	△0	3,611
当 期 末 残 高	51	7,387	7,438	△271	46,926

(单位百万円、百万円未満切捨)

	評価・換	純資産合計	
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	200	200	43,515
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△170
当 期 純 利 益			3,782
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	203	203	203
事業年度中の変動額合計	203	203	3,815
当 期 末 残 高	404	404	47,330

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年4月13日

株式会社 ベスト電器 取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 靖 邸 指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 茂 盛 邸 指定有限責任社員 公認会計士 宮 一 行 男 邸 業 務 執 行 社 員 公認会計士 宮 一 行 男 邸

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベスト電器の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその商用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年4月 12日開催の取締役会において、株式会社ヤマダ電機を株式交換完全親会社とし、会社を株式 交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第64期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境および事業の継続的成 長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じま す。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
 - 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式 1 株につき金 1 円 総額 170.301.056円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成29年5月26日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社および関係子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、関係子 会社を含めた今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、定款第2条(目 的) につきまして、事業目的を一部変更および追加するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

	(ト線は変更部分)
現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)~(3)条文省略	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)~(3)条文省略
(4) 電気工事 <u>の請負</u>	(4)電気工事業、電気通信工事業
(5) ~ (14) 条文省略	(5) ~ (14) 条文省略
(15) <u>宅地造成・建築一式工事および建築設計工事監</u> 理	(15) 建築工事業、屋根工事業、塗装工事業、防水工 事業、内装仕上工事業、とび・土工工事業、リフ ォーム工事、宅地造成および設計、施工並びに監 理
(16) ~ (26) 条文省略	(16) ~ (26) 条文省略

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(9名)は任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (牛年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	が。 が。 が (昭和30年5月5日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年5月 当社取締役中国地区担当部長兼広島本店店長平成18年3月 当社取締役販売統轄部長兼店舗運営部長平成18年9月 当社取締役販売統轄部長平成21年9月 当社取締役東日本統轄部長平成22年3月 当社代表取締役社長 平成24年2月 当社代表取締役社長兼営業本部長平成26年3月 当社代表取締役社長(現任)(重要な兼職の状況)株式会社ストリーム社外取締役	34,600株
		(取締役候補者とした理由) 平成22年に取締役社長に就任以降「事業の再構築化」を指揮し 化と財務基盤の強化に取り組み着実に成果を上げてきました。 おける豊富な経験と強いリーダーシップにより、更なる「構造 しております。以上のことから、同氏を引き続き取締役候補者 あり、取締役選任後は、代表取締役としての職責を担う予定であ	家電流通業に 改革」を遂行 としたもので
2	やなぎたけんいちるう 柳 田 健一郎 (昭和34年5月11日生)	昭和53年4月 当社入社 平成20年5月 当社取締役店舗運営部長 平成21年3月 当社取締役店舗活性推進部長 平成21年9月 当社取締役九州統轄部長 平成21年12月 当社取締役九州・沖縄統轄部長兼店舗管理部長 平成22年4月 当社常務取締役営業副本部長 平成22年4月 当社常務取締役営業本部長 平成22年4月 当社常務取締役管理本部長 平成25年5月 当社取締役管理本部長 平成25年6月 当社取締役管理本部長 平成25年6月 当社取締役管理本部長 平成27年6月 当社取締役管理本部長 平成27年6月 当社取締役管理本部長 平成27年6月 当社取締役管理本部長	28,100株
		(取締役候補者とした理由) 当社の総務人事、経理財務・関連企業等を担当し、当社グルー 向上に努めております。営業の経験も長く経営管理部門を統括 して、取締役会への説明責任を果たしつつ、併せて経営上の重 に参画するため、引き続き選任をお願いするものです。	する執行役と

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	がた。* さ ^{のが} 緒 方 * 政 ^信 (昭和34年2月17日生)	平成 元年 9月 当社入社 平成 20年 5月 当社取締役東京商品部長 平成 20年10月 当社取締役東京商品部長 平成 21年 9月 当社取締役商品部長 平成 22年 4月 当社取締役経営企画部長兼新中期経営計画推 進室長 平成 22年 6月 当社取締役経営戦略副本部長兼経営企画部長 兼社長室長 平成 24年 2月 当社取締役営業副本部長兼商品統轄部長 平成 24年 8月 当社取締役営業副本部長兼商品統轄部長 平成 24年 8月 当社取締役営業副本部長兼商品統轄部長兼マーケティング企画部長 平成 25年 3月 当社取締役 Y B 戦略室長 平成 25年 4月 当社取締役 Y B 戦略室長 平成 25年 4月 当社取締役 Y B 戦略室長 平成 25年 9月 当社取締役 B 戦略室長兼営業副本部長兼東 統轄ブロック長 平成 26年 3月 当社取締役営業本部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ストリーム社外取締役	34,200株
		(取締役候補者とした理由) 当社の営業部門を担当し、店舗の統廃合や活性化により営業力でおります。商品部門や経営企画で培ってきた豊富な経験を活門を統括する執行役として当社の企業価値をさらに向上させるき取締役の任にあたることが必要であると判断し取締役候補者た。	がし、営業部 ため、引き続
4	高 ^{が まと じゅ} 潤 (昭和31年4月28日生)	平成 18年 4 月 株式会社ヤマダ電機社長室付顧問 で成 18年 6 月 同社取締役専務執行役員 平成 19年 6 月 同社取締役専務執行役員経営企画室長 同社取締役兼執行役員再務経営企画室長 同社取締役兼執行役員副社長経営企画室長兼 S x L 担当室長兼 C S R 推進室長 平成 25年 5 月 当社取締役(現任) 平成 25年 6 月 株式会社ヤマダ電機取締役兼執行役員専務経営企画室長兼 S x L 担当室長兼 C S R 推進室 長 同社取締役兼執行役員専務経営企画室長兼 S x L 担当室長兼 C S R 推進室 長 同社取締役兼執行役員専務経営企画室長兼 C S R 推進室長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ヤマダ電機取締役兼執行役員専務	O株
		(取締役候補者とした理由) 長年の管理部門で培ってきた豊富な経験や知見を有しており、 においても的確な助言を行って参りました。同氏が引き続き取 たることにより、財務体質の強化や収益力の改善、コンプライ 等の実効性強化が期待できるため、取締役候補者といたしました。	7締役の任にあ アンスの浸透

昭和 59年 3 月 株式会社ヤマダ電機入社 平成 8 年 6 月 同社取締役を選本部副本部長兼財務部長 同社取締役を認金自室屋 平成 13年 8 月 同社取締役の部監査室長 平成 13年 8 月 同社取締役の部監査室屋 平成 15年 5 月 同社取締役の漁工部 6 日	候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
験や知見を当社の経営に活かしていただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 平成 9 年11月 株式会社ヤマダ電機入社 平成 12年 1 月 同社営業本部営業企画部長 平成 13年11月 同社理事商品管理事業本部白物商品管理事業 部長 平成 21年 4 月 同社執行役員商品企画室長 平成 21年 4 月 同社執行役員商品企画室長 平成 22年 2 月 同社執行役員常務商品本部商品企画室長 平成 25年 5 月 同社執行役員物流事業部長兼営業本部商品事業部商品企画室長兼国内NET販売事業部長 平成 28年 4 月 同社執行役員商品本部長 平成 28年 5 月 当社取締役 (現任) 平成 28年 6 月 株式会社ヤマダ電機取締役兼上席執行役員商品本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ヤマダ電機取締役兼上席執行役員 (取締役候補者とした理由) 親会社において長く商品開発および在庫管理実務から豊富な知識と経験を有	5		平成 8 年 6 月 同社取締役管理本部副本部長兼財務部長 同社取締役経営企画室長 同社取締役权的部監査室長 可社取締役内部監査室長 同社取締役り一ピス本部長 可社取締役物流部長 平成 15年 5 月 同社取締役物流部長 平成 16年 6 月 同社上席執行役員管財本部管理部長兼精査管理室長 平成 20年 4 月 同社執行役員管財本部管理室長 同社執行役員管財本部管理室長 同社執行役員管財本部管理室長 同社執行役員管財本部管理室長 同社執行役員管財本部副本部長兼管理室長兼 S x L・ウッドハウス・ハウステック事業管理室長 当社取締役 (現任) 株式会社ヤマダ電機取締役兼上席執行役員管財本部副本部長兼管理室長兼 S x L・ウッドハウス・ハウステック事業管理室長 第 S x L・ウッドハウステック事業管理室長兼 S x L・ウッドハウステック事業管理室長兼 S x L・ウッドハウステック事業管理室長 (現任) (重要な兼職の状況)株式会社ヤマダ電機取締役兼上席執行役員管 (取締役候補者とした理由)	
平成 12年 1 月 同社営業本部営業企画部長			験や知見を当社の経営に活かしていただくため、引き続き取締	
│	6		平成 12年 1 月 同社営業本部営業企画部長 平成 13年11月 同社理事商品管理事業本部白物商品管理事業 部長 で成 17年 7 月 同社執行役員商品管理事業本部副本部長 で成 21年 4 月 同社執行役員商品企画室長 平成 22年 2 月 同社執行役員常務商品本部商品企画室長 平成 25年 5 月 同社執行役員物流事業部長兼営業本部商品事業部商品企画室長兼部商品企画室長 1 日本執行役員商品本部長 1 日本執行役員商品本部長 1 日本執行役員商品本部長 1 日本 1 日	□識と経験を有

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
7	※ うぇの ましのり 上 野 善 紀 (昭和46年12月2日生)	平成 2 年 4 月 株式会社ベスト電器入社 平成 18年12月 平成 22年 3 月 平成 22年 6 月 平成 22年 6 月 平成 26年 4 月 株式会社ヤマダ電機入社 同社営業本部営業戦略室長 平成 26年 5 月 同社営業本部営業戦略室長 平成 26年12月 同社営業本部営業戦略室長 平成 26年12月 同社営業本部営業戦略室長 平成 28年 4 月 同社営業本部制度 平成 28年 6 月 同社対党 市社対策を重し 平成 28年 6 月 同社対党 市社対策を重し 同社対策を重し 同社対策を 同社対策を重し 同社対策を重し 同社対策を重し 同社対策を重し 同社対策を重し 同社対策を重し 同社が策し 同社対策を重し 同社対策	2,800株
		(取締役候補者とした理由) 家電流通業における長年の営業経験とメディアに対する識見を に、現在親会社においても営業本部で重要な役割を担っており 取締役会における経営上重要な意思決定機能の強化や企業価値 るべく、取締役として選任をお願いするものであります。	ます。当社の
8	を で で 木 か っ	昭和43年4月 株式会社西日本銀行(旧西日本相互銀行)入行 昭和60年6月 同行香港駐在員事務所長 平成元年3月 同行秘書室長 平成4年7月 同行総合企画部副部長 平成5年6月 同行総合企画部長 平成7年6月 同行北九州支店長 平成7年6月 同行即締役 平成12年6月 同行等務取締役 平成14年6月 同行等務取締役 平成14年6月 同行時務股締役 平成16年10月 株式会社西日本シティ銀行専務取締役 平成18年6月 同行時務役副頭取 平成22年6月 株式会社エフエム福岡入社 同社代表取締役社長就任(現任) 平成28年5月 当社社外取締役(現任)(重要な兼職の状況)株式会社エフエム福岡代表取締役社長 株式会社ミズホメディー社外取締役	O株
		(社外取締役候補者とした理由) 長年銀行業務に携われ、その間に培われた経営経験と財務にま 識とメディアを通じたマーケット情報を有しており、情報の共 会の監督機能が期待されるため、引き続き取締役候補者といたし	有化と取締役

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
9	やましぶ ゆきのり 山 渋 幸 徳 (昭和26年5月25日生)	昭和52年4月 株式会社電通入社 昭和52年5月 同社東京本社新聞雑誌局 平成8年1月 同社東京本社第一営業局部長 平成13年12月 同社東京本社第18営業局次長 平成18年10月 同社東京本社第18営業局局長 平成21年6月 株式会社電通九州代表取締役社長 平成27年7月 同社顧問 平成27年7月 同社退社 平成28年5月 当社社外取締役(現任)	0株
	(社外取締役候補者とした理由) 長年広告代理店業務に携われ、その間に培われたメディア媒体の終 における幅広い見識に基づく助言は当社にとって貴重であります。 一プの現状を把握し、取締役会の監督機能の強化が期待されるため き取締役候補者といたしました。		す。当社グル

- (注) 1. 取締役候補者小野 浩司氏、緒方 政信氏は株式会社ストリームの社外取締役を兼務し、同社は当社と 取引関係があるとともに、家電製品販売事業において競業関係にあります。
 - 2. 取締役候補者岡本 潤氏、新井 仁氏、草村 達也氏、上野 善紀氏は、当社の親会社である株式会社 ヤマダ電機の取締役として業務を執行しております。同社は当社と取引関係があるとともに、家電製品 販売事業において競業関係にあります。なお、株式会社ヤマダ電機における地位および担当については、「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
 - 3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 4. ※の候補者上野 善紀氏は、新任の取締役候補者であります。
 - 5. 佐々木 克氏、山渋 幸徳氏は、社外取締役候補者であります。
 - 6. 佐々木 克氏、山渋 幸徳氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所が定める一般株主と利益相反が 生じるおそれのない独立役員としての要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として指定し、両取 引所にその旨を届け出ております。
 - 7. 取締役候補者佐々木 克氏は、当社の取引先である株式会社西日本シティ銀行に平成18年から平成22年まで取締役副頭取として業務を執行しておりました。また平成22年から現在において、株式会社エフエム福岡の代表取締役社長として業務を執行しております。株式会社西日本シティ銀行は当社の主要な取引先でありますが退任後7年が経過しており、当社の意思決定に対し影響を与え得ないと判断しております。また株式会社エフエム福岡は当社の取引先でありますが、取引規模が軽微であることおよび取引の性質に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - 8. 取締役候補者山渋 幸徳氏は、平成21年から平成26年まで株式会社電通九州の代表取締役社長として 業務を執行しておりました。同社は当社と取引関係がありますが取引高は軽微であり、当社の意思決定 に対し影響を与え得ないと判断しております。また取引の性質に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼ すものではないと判断しており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - 9. 当社と取締役候補者岡本 潤氏、新井 仁氏、草村 達也氏、佐々木 克氏、山渋 幸徳氏は、会社法 第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、責任限度額を法令が定 める最低限度額とする責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 10. 取締役候補者上野 善紀氏が選任された場合には、当社は上野 善紀氏との間で、会社法第427条第1 項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、責任限度額を法令が定める最低限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
 - 11. 佐々木 克氏、山渋 幸徳氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役松崎 隆氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
**	昭和 46年6月 東京大学法学部卒業 昭和 49年3月 最高裁判所司法研修所(第26期)修了 昭和 49年4月 特護士登録和智法律事務所入所 徳永・松崎法律事務所 (現徳永・松崎・斉藤 法律事務所 (現徳永・松崎・斉藤 大祖・子藤 中成 17年4月 日本弁護士連合会副会長 中成 17年4月 日本弁護士連合会副会長 中成 17年4月 日本弁護士政治連盟副理事長 平成 19年1月 日本弁護士政治連盟副理事長 平成 19年1月 日本弁護士政治連盟副理事長 平成 19年1月 日本弁護士政治連盟・九州支部支部長 当社社外監査役 (現任) で永・松崎・斉藤法律事務所最高顧問 (現任) 徳永・松崎・斉藤法律事務所最高顧問	1,734株
	(社外監査役候補者とした理由) 松﨑 隆氏は、監査役就任後弁護士として培ってきた豊富な経に、当社が企業経営の健全性を確保しコーポレート・ガバナンるため、業務執行の適法性について監査していただいておりまおけるその貢献度は高く、引き続き選任をお願いするものであり	[,] スの強化を図 した。当社に

- (注) 1. 監査役候補者松﨑 隆氏と当社とは、平成25年3月まで、法律顧問契約を締結しておりました。なお、当社は、同氏の所属する徳永・松﨑・斉藤法律事務所との間に法律業務委託などの取引関係がありますが、その取引額は僅少であります。
 - 2. 監査役候補者松﨑 隆氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 社外監査役候補者松﨑 隆氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - 4. 社外監査役松崎 隆氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としての要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として指定し、両取引所にその旨を届け出ております。
 - 5. 社外監査役候補者松崎 隆氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき第423条第1項の賠償責任について、責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、松崎 隆氏の再選が承認された場合には上記責任限定契約を継続する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選仟の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)		
サックネッは ^か 当 井 上 健 二 (昭和47年5月9日生)	平成 7 年 3 月 九州大学法学部法律学科卒業 平成 17年10月 最高裁判所司法研修所(第58期)修了 福岡県弁護士会にて弁護士登録 平成 21年 1 月 みかさ総合法律事務所開設(現任) (重要な兼職の状況) みかさ総合法律事務所弁護士	O株
(3.5 11) 3) 3 (3.5)	(補欠の社外監査役候補者とした理由) 井上 健二氏は、弁護士としての専門的な見地から企業法務に 績をあげられており、また経営に関する高い見識を有している 役としての職務を適切に遂行することができると判断しておりま	ため社外監査

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社は、法律顧問契約を締結しております。
 - 2. 補欠監査役候補者井上 健二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 補欠の社外監査役候補者井上 健二氏の選任が承認された場合で、同氏が監査役に就任されたときには、 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、第423条第1項の賠償責任について、責 任限度額を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 当社と株式会社ヤマダ電機との株式交換契約承認の件

当社および株式会社ヤマダ電機(以下「ヤマダ電機」といいます。)は、平成29年4月12日開催のそれぞれの取締役会において、ヤマダ電機を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、両社間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約について、ご承認をお願いいたしたく存じます。

なお、本株式交換の効力発生日は、平成29年7月1日を予定しております。また、ヤマダ電機については、本株式交換は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに行われる予定であります。

本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日である平成29年7月1日をもって、当社はヤマダ電機の完全子会社となり、これに先立ち、平成29年6月28日に当社株式は上場廃止(最終売買日は平成29年6月27日)となる予定であります。

本株式交換を行う理由および本株式交換契約の内容の概要などその他本議案に関する事項は、次のとおりであります。

1.本株式交換を行う理由

ヤマダ電機は、昭和48年に個人電気店として創業して以来、家電専門小売業として「創造と挑戦」および「感謝と信頼」の経営理念のもと、絶えずイノベーションを発揮しながら成長して参りました。ヤマダ電機は、これまで革新的な発想で業界の常識を覆し、一歩先を見据えた積極的な経営、着実な資本政策の実行による財務体質の強化、経営資源の基盤強化により拡大を続け、現在、日本最大の家電量販店として唯一全都道府県に店舗を展開し、家電量販店としての新たなビジネスモデルを構築して参りました。また、ヤマダ電機は、平成28年4月1日から3名の代表取締役体制のもと、「新規ビジネスの創出」、「構

造改革と中期経営計画の推進」および「既存ビジネスの強化と人材育成」を掲げ、日本最大級のネットワーク・サービスの I o T企業として、5,000万件を超す各種会員のビッグデータの分析と活用による「ゆりかごから墓場まで」の新たなサービス開拓で「モノ(商品)からコト(サービス)、モノ+コト」の提案を強化し、家電販売を中心とした新たな事業領域の開拓と構造改革の推進等の取り組みにより、将来における持続的成長・発展のため、様々な挑戦を続けております。

一方、当社は、昭和31年に家庭用電気製品の販売を開始して以来、家電量販店事業を中核事業として展開して参りました。当社は、九州地区に強固な基盤を築き、フランチャイズを含め全国に店舗を展開し、さらには、東南アジアを中心に積極的な海外展開を行って参りました。

両社は、お互いの強みを相互に活用することで家電流通業界のみならず社会の発展に貢献し、ひいては、両社の企業価値向上に資するべく、平成24年7月13日付で資本業務提携契約を締結し、ヤマダ電機は、第三者割当増資により当社株式80,265,500株を引き受け、当社株式86,996,000株(発行済株式総数に対する割合:51.00%)を保有する同社の親会社となりました。その後、ヤマダ電機は、平成25年3月21日に市場外取引により当社株式1,748,600株を取得し、当社株式88,744,600株(発行済株式総数に対する割合:52.03%)を保有するに至っております。上記資本業務提携契約の締結後、両社は、共同商品調達、共同商品開発および共同資材調達の実施や国内外のエリア戦略を共有し、グループ全体としての競争力の向上および経営効率の改善を図ることを通じて企業価値向上を目指して参りました。

しかしながら、両社が属する家電小売業界においては、平成21年5月から平成23年3月にかけて実施された家電エコポイント制度や平成23年7月の地上デジタル放送への切り替えに伴う特需の反動減、平成26年4月の消費増税に伴う駆け込み需要の長引く反動減の影響等が続いており、加えて、少子高齢化、人口減、ネット社会の浸透等、時代背景や社会ニーズが目まぐるしく変化する市場環境にあります。

ヤマダ電機は、このような競争の激化、市場環境の急速な変化等を踏まえ、既存ビジネスである家電販売を中心とした新たな事業領域の開拓と構造改革の推進等のスピードを向上させ、家電小売業界におけるヤマダ電機グループの競争優位性を一段と高めつつ両社が中長期的に企業価値を向上させていくためには、両社におけるヒト(人材)、モノ(商品)、カネ、サービス、物流、情報システム等の経営資源の集約によるバリューチェーンの最適化と最大化を図り、グループー体運営による一層のシナジー効果の発揮に伴う収益性の更なる向上が必要と考えております。一方、当社が持続的に成長戦略を実現していくためには、当社がヤマダ電機の完全子会社となることにより、グループ内のスピーディかつ柔軟な意思決定や方針徹底、ヤマダ電機が持つ各種ソリューションビジネスを最大限活用することで更に強固な協業体制の構築、上場廃止に伴う親子上場に係る潜在的な利益相反の可能性の排除による柔軟な経営体制の構築および上場維持管理コストの削減等、様々なメリットが見込まれることから、本株式交換が最善の策であると判断し、当社に対して平成29年1月に申し入れを行いました。

また、当社は、ヤマダ電機との資本業務提携後、ヤマダ電機グループの一員として事業 戦略および方針を共有し、「くらしのベストパートナー」として地域に密着したきめ細や かなマーケティングで「お客様が求める価値」を追求、人(接客)やサービスによる信頼 関係を基盤とした独自の営業スタイルで九州エリアを中心とする地域量販店として経営資 源を集中するとともに、ヤマダ電機グループのスケールメリットを活かした経営を行うこ とにより、親会社株主に帰属する当期純利益が平成26年2月期以降4期連続で増益となる 等、業績を大きく向上させて参りました。しかしながら、家電小売業界を取り巻く市場環 境が上記のとおり依然として目まぐるしく変化していることに加え、同業他社の九州エリ アにおける昨今の出店動向等も踏まえると、当社を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況 にあり、そのシェアの維持・向上を図るためには、更なる経営の効率化や柔軟性が必要と なって参ります。当社としては、当該資本業務提携時に発表した各施策(ご参考:共同商品調達、共同商品開発、共同資材調達、国内外のエリア戦略、物流およびインフラの相互活用、人的交流等)を継続・進化させつつ、今後、当社が持続的に成長していくため、非上場となることで短期的な株式市場からの評価にとらわれない機動的な意思決定が可能になることによる経営の柔軟性向上、親子上場解消に伴う上場維持コストの削減による経営の効率向上等の様々なメリットを勘案し、本株式交換による完全子会社化が最善の策であると判断しました。なお、本株式交換による完全子会社化後も、当社は、当社の商号および当社グループの店舗ブランドを維持し、九州エリアを中心として長年にわたり培ってきた地域量販店としての独自の営業スタイルおよび店舗を今後も展開していくことで、家電流通業界における当社の市場競争力の向上に努めて参ります。

こうした状況の中、両社は、複数回にわたり協議を重ね、この度、ヤマダ電機が当社を株式交換により完全子会社とすることに合意いたしました。両社は、本株式交換により、両社が持つ機能別子会社等グループ内で分散している経営資源の集約によるバリューチェーンの最適化と最大化を図り、グループ間の連携をより一層強化することで両社の収益力と競争力の更なる向上を進めて参ります。また、本株式交換は、当社およびヤマダ電機の両社の企業価値を向上させるものであり、両社の株主の皆様にとっても有益な組織再編になると考えております。

今回のヤマダ電機による当社の完全子会社化後も、両社は、ヤマダ電機グループの経営理念である「創造と挑戦」および「感謝と信頼」のもと、日本最大級のネットワーク・サービスの I o T 企業としてのグループシナジーを最大化し、収益力および企業価値の向上に取り組んで参ります。

2. 本株式交換契約の内容の概要

当社およびヤマダ電機が平成29年4月12日に締結した本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書(写)

株式会社ヤマダ電機(以下「甲」という。)及び株式会社ベスト電器(以下「乙」という。)は、以下のとおり、平成29年4月12日(以下「本契約締結日」という。)付で、株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式(ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。)の全部を取得する。

第2条(当事会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲 商号:株式会社ヤマダ電機

住所:群馬県高崎市栄町1番1号

乙 商号:株式会社ベスト電器

住所:福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号

第3条(本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における乙の株主(ただし、甲を除く。以下

「本割当対象株主」という。) に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に0.28を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

- 2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.28株の割合をもって割り当てる。
- 3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

第4条(資本金及び準備金の額)

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第5条(本株式交換の効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成29年7月1日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条 (株式交換契約の承認)

- 1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。
- 2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

第7条(自己株式の消却)

乙は、基準時において乙が保有する自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。)の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、基準時において消却する。

第8条 (会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

第9条 (本契約の解除)

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

(1) 第6条第1項ただし書の規定による甲の株主総会の決議による承認が必要となった場

合において、効力発生日の前日までに、本契約につき甲の株主総会の決議による承認が得られなかったとき

- (2) 効力発生日の前日までに、本契約につき第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (3) 本株式交換に関し、法令に基づき効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出等が完了しなかった場合
- (4) 前条に基づき本契約が解除された場合

第11条 (裁判管轄)

本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条(誠実協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関する事項につき疑義が生じた場合は、甲及び乙は、相互に誠実に協議して解決に努める。

以上の合意を証するため、本契約書の正本2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年4月12日

甲:群馬県高崎市栄町1番1号 株式会社ヤマダ電機 代表取締役社長 桑野 光正 印

乙:福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号 株式会社ベスト電器 代表取締役社長 小野 浩司 印

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数および割当ての相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当ての内容

_ ①平体以文法に示る引用(リア)台		
	ヤマダ電機 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.28
本株式交換により交付する株式数	ヤマダ電機の普通株式:22,835,807株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、ヤマダ電機の普通株式(以下「ヤマダ電機株式」といいます。) 0.28株を割当て交付いたします。ただし、ヤマダ電機が保有する当社株式(平成29年4月12日現在88,744,600株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付するヤマダ電機株式の数

ヤマダ電機株式の数:22.835.807株(予定)

上記株式数は、平成29年2月28日時点における当社株式の発行済株式総数(170,580,330株) および自己株式数(279,274株) 並びに平成29年4月12日現在におけるヤマダ電機が保有する当社株式(88,744,600株)に基づいて算出しております。

ヤマダ電機は、本株式交換に際して、本株式交換によりヤマダ電機が当社の発行済株式 (ただし、ヤマダ電機が保有する当社株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時 (以下「基準時」といいます。)における当社の株主の皆様 (ただし、ヤマダ電機を除きます。)に対し、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のヤマダ電機株式を割当て交付いたします。ヤマダ電機は、本株式交換により交付する株式として、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、当社が保有する全ての自己株式(平成29年2月28日現在279,274株)および基準時の直前時までに当社が保有することとなる全ての自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて当社が取得する自己株式を含みます。)を、基準時の直前時をもって消却する予定であります。本株式交換により割当て交付する株式数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、ヤマダ電機の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている当社株式が358株未満である当社の株主の皆様は、ヤマダ電機の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、金融商品取引所市場においては、単元未満株式を売却することはできません。ヤマダ電機の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、ヤマダ電機株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度(1単元(100株)未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、ヤマダ電機の単元未満株式を保有する株主の皆様が、ヤマダ電機に対して、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる制度であります。

② 単元未満株式の買増制度(1単元(100株)への買増し)

会社法第194条第1項およびヤマダ電機の定款の規定に基づき、ヤマダ電機の単元未満株式を保有する株主の皆様が、ヤマダ電機に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の普通株式を売り渡すことを請求し、これを買い増すことができる制度であります。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、ヤマダ電機株式1株に満たない端数の割当て交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数のヤマダ電機株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(i) 割当ての内容の根拠および理由

当社およびヤマダ電機は、上記3.(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ヤマダ電機は、野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を、当社は、デロイトトーマツ

ファイナンシャルアドバイザリー合同会社(以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー」といいます。)を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

当社およびヤマダ電機は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の 算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結 果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合 的に勘案した上で、両社間で株式交換比率について交渉・協議を重ねて参りました。その 結果、当社およびヤマダ電機は、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当で あるとの判断に至ったため、平成29年4月12日に開催された両社の取締役会において本 株式交換比率により本株式交換を行うことを決定し、両社間で本株式交換契約を締結いた しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更されることがあります。

(ii) 算定に関する事項

ア. 算定機関の名称および上場会社との関係

ヤマダ電機の第三者算定機関である野村證券および当社の第三者算定機関であるデロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリーは、いずれも、ヤマダ電機および当社からは独立した算定機関であり、ヤマダ電機および当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

イ. 算定の概要

野村證券は、ヤマダ電機および当社の株式がそれぞれ金融商品取引所に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価平均法(算定基準日である平成29年4月10日を基準日として、東京証券取引所における算定基準日の株価終値、平成29年4月4日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、平成29年3月13日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成29年1月11日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成28年10月11日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値を採用しております。)を、また、ヤマダ電機および当社にはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法によるヤマダ電機の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.247~0.276
類似会社比較法	0.243~0.330
DCF法	0.252~0.292

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、ヤマダ電機、当社およびそれらの関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っ

ておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換 比率の算定は、算定基準日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、また、 両社の各々の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、両社の経営陣 により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討又は作成されたこと を前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提としたヤマダ電機および当社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

一方、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーは、当社およびヤマダ電機の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価法では、ヤマダ電機については、平成29年4月11日を算定基準日として、東京証券取引所における平成28年10月12日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均株価、平成29年1月12日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均株価、平成29年3月13日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均株価、平成29年3月27日(当社より「繰延税金資産の計上および業績予想の修正に関するお知らせ」が公表された平成29年3月24日の翌営業日)から算定基準日までの12営業日の終値単純平均株価、算定基準日の株価終値を採用しております。また、当社については、平成29年4月11日を算定基準日として、東京証券取引所における平成28年10月12日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均株価、平成29年1月12日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均株価、平成29年3月13日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均株価、平成29年3月13日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均株価、平成29年3月13日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均株価、平成29年3月13日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均株価、平成29年3月13日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均株価、平成29年3月13日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均株価、平成29年3月13日から算定基準日までの12営業日の終値単純平均株価、算定基準日の株価終値を採用しております。

DCF法では、ヤマダ電機については、ヤマダ電機が作成した平成29年3月期から平成32年3月期までの事業計画に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を算定しております。割引率は3.97%~4.47%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率は-0.25%~0.25%を採用しております。また、当社については、当社が作成した平成29年2月期から平成32年2月期までの事業計画に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を算定しております。割引率は4.01%~4.51%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率は-0.25%~0.25%を採用しております。

各評価方法によるヤマダ電機の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.247~0.273
DCF法	0.185~0.307

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料および情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社およびその関係会社の資産又

は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産および各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は算定の依頼も行っておりません。加えて、算定において参照した両社の事業計画に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリーの株式交換比率の算定は、平成29年4月11日現在までの情報および経済情勢を反映したものであります。

なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーがDCF法による算定の前提とした両社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(2) ヤマダ電機の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加するヤマダ電機の資本金および準備金の額については、会社計算規則第39条の規定に従い、ヤマダ電機が決定いたします。これは、ヤマダ電機の資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

(3) 交換対象としてヤマダ電機の普通株式を選択した理由

当社およびヤマダ電機は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるヤマダ電機の普通株式を選択いたしました。

ヤマダ電機の普通株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換後も同市場において取引機会が確保されていること、また、当社の株主が本株式交換に伴う相乗効果を共有できることなどから、上記の選択は適切であると判断しております。

(4) ヤマダ電機以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項 ①公正性を担保するための措置

ヤマダ電機が、既に当社の発行済株式総数の52.03%(平成29年2月28日現在)を保有する当社の親会社であることから、両社は、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

(i) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ヤマダ電機は、第三者算定機関である野村證券を選定し、平成29年4月11日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要については、上記3.(1)② (ii) 「算定に関する事項」をご参照ください。

一方、当社は、第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーを選定し、平成29年4月11日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要については、上記3.(1)②(ii)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当社およびヤマダ電機は、いずれも、それぞれの第三者算定機関から本株式交換 比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)は取得 しておりません。

(ⅱ)独立した法律事務所からの助言

ヤマダ電機は、リーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選定し、同事 務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助 言を受けております。なお、西村あさひ法律事務所は、当社およびヤマダ電機から独立し ており、当社およびヤマダ電機との間に重要な利害関係を有しません。

一方、当社は、リーガル・アドバイザーとして、霞が関パートナーズ法律事務所を選任し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。

なお、霞が関パートナーズ法律事務所は、当社およびヤマダ電機から独立しており、当 社およびヤマダ電機との間に重要な利害関係を有しません。

②利益相反を回避するための措置

ヤマダ電機が、既に当社の発行済株式総数の52.03% (平成29年2月28日現在)を保有する当社の親会社であることから、当社は、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

(i) 当社における利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

当社は、平成29年2月15日、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益な条件のもとで行われることを防止するため、当社およびその支配株主であるヤマダ電機との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である、小林雅人氏(弁護士、シティユーワ法律事務所)、小谷野幹雄氏(公認会計士、小谷野公認会計士事務所)、および当社の社外監査役・独立役員である松﨑隆氏の3名によって構成される第三者委員会(以下「第三者委員会」といいます。)を設置し、本株式交換を検討するに当たって、第三者委員会に対し、(a)本株式交換の目的の正当性・合理性(本株式交換が当社の企業価値の向上に資するかを含む。)、(b)本株式交換の条件の公正性(株式交換比率の妥当性を含む。)、(c)本株式交換における交渉過程の手続の公正性、(d)本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて、諮問いたしました。

第三者委員会は、平成29年2月27日から平成29年4月6日までに、合計6回の会合を開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討に当たり、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、当社の企業価値の内容、並びに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯および決定過程についての説明を受けており、また、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリーから本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けております。また、第三者委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである霞が関パートナーズ法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法および過程等に関する説明を受けております。第三者委員会は、かかる経緯のもと、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換の目的は正当かつ合理的であり、本株式交換の条件は公正であり、本株式交換の交渉過程は公正であり、本株式交換を行うことの決議を当社の取締役会が行うことが、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を、平成29年4月11日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

(ii) 利害関係を有しない取締役全員の承認および利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役のうち、岡本 潤氏、新井 仁氏および草村 達也氏は、ヤマダ電機の取締役を兼務していることから、利益相反を回避するため、当社の取締役会における本株式交換に係る審議および決議には参加しておらず、また、当社の立場において本株式交換の協議および交渉に参加しておりません。また、当社の取締役のうち、折田 正二氏は、ヤマダ電機の子会社である株式会社九州テックランドの代表取締役社長を兼務しており、かつ、平成28年8月までヤマダ電機の取締役を兼務していたことから、利益相反を回避するため、当社の取締役会における本株式交換に係る審議および決議には参加しておらず、また、当社の立場において本株式交換の協議および交渉に参加しておりません。

さらに、当社の監査役のうち、五十嵐 誠氏は、ヤマダ電機の監査役を兼務していることから、利益相反を回避するため、当社の取締役会における本株式交換に係る審議には参加しておらず、何らの意見表明も行っておりません。

当社の取締役会における本株式交換に関する議案は、当社の取締役9名のうち、岡本 潤氏、新井 仁氏、草村 達也氏および折田 正二氏を除く5名の全員一致により承認可 決されており、かつ、かかる議案の審議には、当社の監査役4名のうち、五十嵐 誠氏を 除く監査役3名が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を 述べております。

- 4. 交換対価について参考となるべき事項
 - (1) ヤマダ電機の定款の定め

ヤマダ電機の定款は、法令および当社定款の第16条の規定に基づき、当社ホームページ (https://www.bestdenki.ne.jp/corporate/ir.html) において掲載しております。

- (2) 交換対価の換価の方法に関する事項
- ①交換対価を取引する市場

ヤマダ電機の普通株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されております。

- ②交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者 ヤマダ電機の普通株式は、全国の各証券会社等において媒介、取次等が行われております。
- ③交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容 該当事項はありません。
- (3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日(平成29年4月12日)の前営業日を基準として、1ヶ月間および3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部におけるヤマダ電機の普通株式の終値の平均は、それぞれ567円および586円であります。

また、ヤマダ電機の普通株式の最新の市場価格などにつきましては、東京証券取引所のウェブサイト(http://www.jpx.co.jp/)等でご覧いただけます。

- (4) ヤマダ電機の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容ヤマダ電機は、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。
- 5. 株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項該当事項はありません。
- 6. 計算書類等に関する事項
- (1) ヤマダ電機の最終事業年度に係る計算書類等の内容

ヤマダ電機の最終事業年度(平成28年3月期)に係る計算書類等の内容については、法令および当社定款の第16条の規定に基づき、当社ホームページ(https://www.best denki.ne.jp/corporate/ir.html)において掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 ①当社

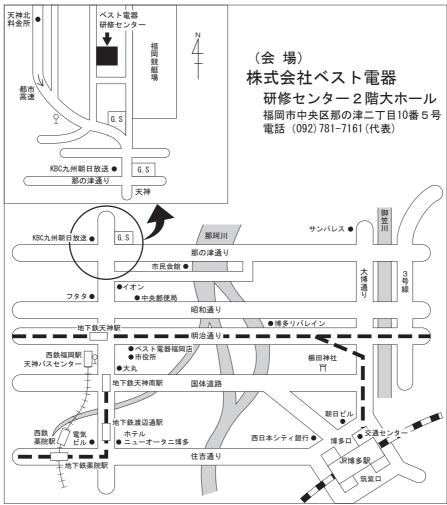
当社は、平成29年4月12日付で、ヤマダ電機を株式交換完全親会社とし、当社を株式 交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、 「2. 本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

②ヤマダ電機

ヤマダ電機は、平成29年4月12日付で、ヤマダ電機を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、「2. 本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

以上

株主総会会場ご案内図



- ※ 駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。 《交通手段》
 - - J R 博多駅から

駅前から地下鉄乗車、地下鉄天神駅まで約5分

- ○地下鉄天神駅から、徒歩約15分
- ○西鉄福岡駅から、徒歩約20分
- ○天神バスセンター前バス停(のりば【1 C】) から

那の津4丁目行き(普通)バス乗車約6分、浜の町病院入口 降車徒歩約4分



